

地方法人特別税・特別法人事業税税率表

事業年度開始の日及び税率区分		地方法人特別税				特別法人事業税		
		平成26年 9月30日まで	平成26年 10月1日以降	平成27年 4月1日以降	平成28年 4月1日以降	令和元年 10月1日以降	令和2年 4月1日以降	令和4年 4月1日以降
普通法人	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した所得割額の	81%	43.2%	43.2%	43.2%	37.0%	37.0%	37.0%
外形標準課税法人	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した所得割額の	148%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%
特別法人	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した所得割額の	81%	43.2%	43.2%	43.2%	34.5%	34.5%	34.5%
電気供給業(発電事業, 小売電気事業又は特定卸供給事業(※)を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人)・保険業を行う法人	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した収入割額の	81%	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	30.0%	30.0%
電気供給業(発電事業, 小売電気事業又は特定卸供給事業(※))を行う法人	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した収入割額の	81%	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	40.0%	40.0%
特定ガス供給業を行う法人(特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人)	法人事業税の計算においてBの税率(標準税率)で計算した収入割額の							
								62.5%

※ 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

※ 事業税においてAの税率(超過税率)の適用となった法人についても、地方法人特別税・特別法人事業税を計算する際は、Bの税率(標準税率)で再計算した事業税額に上記税率表の税率を乗じて算出します。

<参考> 法人事業税の計算における法人の区分ごとの適用税率

○ Aの税率が適用される法人

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 【所得金額課税法人の場合】所得金額が年4,000万円を超える法人
- ・ 【収入金額課税法人の場合】収入金額が年3億2,000万円を超える法人
- ※ 所得金額課税事業と収入金額課税事業を併せて行う法人については、所得金額と収入金額のいずれか一方の事業が超過税率の要件を満たす際は、両事業とも超過税率が適用されます。
- ・ 解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税を課される法人
- ・ 保険業法に規定する相互会社
- ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
- ・ 法人税法に規定する受託法人

○ Bの税率が適用される法人

上記以外の法人